

## 加須市広告入りエンディングノートの取扱いに関する要綱

(令和7年6月5日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、加須市有料広告掲載要綱（平成22年加須市告示第1号）の規定に基づき、市が使用する広告入りエンディングノート（以下「ノート」という。）の無償提供等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ノート 人生の最期を迎えるに当たって、自分の希望や大切な情報、家族へのメッセージなどを記録しておくノートであって、民間企業等の広告が掲載されたものをいう。

(2) ノート提供者 自治体でノートその他印刷物の無償提供の実績があり、活動の拠点を有する自治体で市税等の滞納がない者であって、ノートに広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、広告原稿の確認及び校正並びにノートの印刷を行い、市に無償提供するもの又は自らの事業広告を掲載したノートの印刷を行い、市に無償提供するものをいう。ただし、市内に活動の拠点を有する者については、当該無償提供の実績を問わないものとする。

(広告主の範囲)

第3条 広告主となることができる者は、市内に活動の拠点を有し、本市の市税等の滞納がない法人その他の団体又は個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、市外に活動の拠点を有し、本市の市税等の滞納がない法人その他の団体又は個人についても広告主となることができる。

(ノート提供者の募集)

第4条 ノート提供者の募集は、原則として、市の公式ホームページ等において行い、先着順で受け付けるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、公募により行うものとする。

(ノートの規格等)

第5条 ノートの規格等は、市及びノート提供者が協議して定めるものとする。

(無償提供の申込み方法)

第6条 ノートの無償提供を申し込もうとする者(以下「申込者」という。)は、広告入りエンディングノート提供申込書(様式第1号。以下「ノート提供申込書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 過去に提供したノートその他印刷物(実績がある場合に限る。)
- (2) 納税証明書
- (3) 会社案内等(会社の事業内容、経歴など概要が分かるもの)
- (4) 法人登記に係る現在事項全部証明書(個人事業主の場合は身分証明書)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(ノート提供者の決定)

第7条 市長は、前条の規定によるノート提供申込書の提出があったときは、当該申込みに係る書類を審査し、ノート提供者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定によりノート提供者を決定したときは、広告入りエンディングノート提供者決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

(ノート提供者の責務)

第8条 ノート提供者は、広告表示について、広告であることを明示するものとする。

2 ノート提供者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

3 ノート提供者は、利用者等からの広告に関する問合せ、苦情等への対応は直ちに行うものとし、提供したノートに問題が生じたときは、速やかに当該ノートを回収し、代替のノートを提供するものとする。

4 ノート提供者が広告主を募集する場合は、市内に活動の拠点を有する法人その他の団体又は個人を優先することとし、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集主であるかのような誤解を受けることのないように配慮しなければならない。

(事前承諾)

第9条 ノート提供者は、印刷前に、広告主及び広告内容の可否並びにノートの色、形状等の仕様について市長の承諾を受けなければならない。

2 前項の規定により、市長が広告の差し替え又は広告内容の修正を求めた場合は、ノート提供者はこれに従わなければならない。

(協定書の締結)

第10条 市長は、ノート提供者からノートの無償提供を受けるときは、当該ノートに関して、ノート提供者と協定書を締結するものとする。

(ノートの作製)

第11条 ノート提供者は、第9条の規定による承諾を受けた後にノートを作製しなければならない。

(広告内容等の変更等)

第12条 市長は、第9条の規定による承諾を受けた後においても、広告主又は広告内容が不相当と認められる事実が明らかになったときは、広告主又は広告内容の変更若しくはノートの使用を中止することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月5日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

広告入りエンディングノート提供申込書

年 月 日

加須市長 様

加須市広告入りエンディングノートの取扱いに関する要綱第 6 条の規定により、  
関係書類を添えて申し込めます。

申 込 者	所在地	
	事業所名	
	代表者職・氏名	㊞
	担当者氏名	
	電話番号	
	FAX 番号	
	E - m a i l	
	業 種	
提供を希望する広告入りエンディングノートの名称・規格・作製枚数		
掲載する広告について (該当するものに○)	1 広告主を募集し、掲載する。 2 自らの事業広告を掲載する。	
協定書締結から納入までのスケジュール		
無償提供の実績の有無	無 ・ 有 ( )	
添 付 書 類	1 過去に提供した広告入りエンディングノートその他印刷物 ※実績がある場合 2 納税証明書 3 会社案内等（会社の事業内容、経歴など概要が分かるもの） 4 法人登記に係る現在事項全部証明書（個人事業主の場合は身分証明書）	

様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

申込者

様

加須市長



広告入りエンディングノート提供者決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告入りエンディングノートの無償提供について、次のとおり決定しましたので、加須市広告入りエンディングノートの取扱いに関する要綱第7条第2項の規定により通知します。

審査結果

・ 広告入りエンディングノートの名称、規格及び作製枚数

・ 広告入りエンディングノート提供者に

〔 選 定 す る  
選 定 し な い 〕